

## 割賦販売小委員会の開催について

平成31年2月  
商取引監督課

## 1. 開催趣旨

～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～

ICT技術の進展を背景に決済テクノロジーが進化する中で、FinTech企業による事業展開の拡大や決済分野への異業種の参入が進んでいる。これに伴い、決済サービス・主体は多様化し、「業」の垣根を越えて事業が展開されている。従来型でない少額決済サービスなど、消費者ニーズにきめ細やかに対応したサービスが拡大している。

与信審査へのビッグデータ・AI等の活用など、与信テクノロジーの進化により、技術やデータを活用した消費者保護の精緻化の可能性が広がっている。また、決済情報の活用により新たな付加価値が生まれビジネスモデルの転換が促されるとともに、技術の活用が事業者における法規制対応や検査・監督のあり方も変えようとしている。

他方、商取引決済を巡っては、キャッシュレスの推進や決済分野の横断法制に関する議論が行われるなど、内外環境は大きく変化している。

こうした状況を踏まえ、安心・安全なクレジットカード利用環境の確保を前提としつつ、これら内外環境の変化に効果的かつ柔軟に対応できる割賦販売法制の在り方について、主に下記の論点を中心に検討を行うため、割賦販売小委員会を開催する。

## 【主な検討項目】

- (1) リスクベース・アプローチ
- (2) 技術を活用した消費者保護の精緻化（性能規定）
- (3) 決済横断法制論に対する考え方
- (4) 決済情報の利活用の促進
- (5) RegTech・SupTechの推進
- (6) 時代の要請を踏まえた消費者保護の深化（新成年への対応など）

## 2. 本小委員会及び議事等の公開

本小委員会の議事の取扱いは、以下によるものとする。

- ・本会議は、原則として公開
- ・配付資料は、原則として公開
- ・会議の議事要旨又は議事録は、原則として公開
- ・個別の事情に応じて、会議または資料を非公開にするかどうかについての判断は、委員長に一任